

## 第5回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 開催日時

平成17年11月15日（火）午後1時30分～午後3時30分

### 第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### [委員]

飯岡久美, 北村隆, 清川育男, 河野征夫, 佐藤道恵, 鈴木敏之, 田尾登美子, 辻秀策, 福島義文, 堀田稔  
(五十音順, 敬称略)

#### [説明者]

西村事務局長, 高森首席家庭裁判所調査官, 木村少年首席書記官

#### [事務担当者]

岡総務課長, 坂本庶務係長

### 第4 議事

#### 1 委員長開会あいさつ

#### 2 委員異動報告

平成17年7月31日限り退任（任期終了）

今中亘, 新澤美枝子, 野口光代

平成17年9月15日付け新任

河野征夫, 鈴木清江, 福島義文, 丸岡賢之

#### 3 新任委員あいさつ, 自己紹介

#### 4 意見交換

次のテーマについて, 意見交換を行った。

##### (1) 国民にとって利用しやすい裁判所について

- ・ 裁判所職員の名札の着用について

##### (2) 利用者等から意見や声を聴く方法について

- ・ アンケートの実施について

##### (3) その他

意見交換の要旨は別紙のとおり

#### 5 次回の意見交換のテーマについて

今回のテーマを中心に, 引き続き意見交換を行うこととした。

#### 6 次回期日

平成18年2月23日（木）午後3時

(注) 平成18年3月15日（水）午後3時15分に変更

## 【別紙：意見交換の要旨】

### [委員長]

- ・ 前2回の委員会において、委員から提出された意見に基づいて実施した、家庭裁判所の利用者に対するアンケートの結果について報告させていただく。

### [事務担当者]

- ・ 10月4日から10月31日までの約1箇月間、前回の委員会で審議されたアンケート内容（家事受付・家事相談、家事調停事件、少年事件の3種類、うち家事調停事件には回答者の性別欄を設ける）により、庁舎内の5か所において実施した。実施期間中、平均して週に約10通、合計42通の回答があった。内訳は、家事受付・家事相談が5通、家事調停事件が33通、少年事件が4通であり、家事調停事件が圧倒的多数を占めた。回収箱の設置場所のうち、申立人待合室及び相手方待合室に設置したものについて、多くの回答があった点が特徴的であった。これは、待合室ということである程度時間があり、また、どちらかと言えば人目に触れない場所で書きやすいという面があったからと思われる。

資料に添付されたグラフにあるとおり（省略）、家事受付・家事相談では、家庭裁判所に来た用件のうち、家事事件申立て6割、家事事件相談が4割という結果であったが、職員の対応や説明内容については、「良かった」「分かりやすかった」というものが多かった。これらの結果は、職員にもフィードバックの上、より一層良い対応を心掛けていきたい。家事調停事件の回答については、性別の内訳は、女性が約64パーセント、男性が約27パーセントであり、回答者の立場の内訳は、申立人が約39パーセント、相手方が約52パーセントであった。その他、家事調停事件で特徴的な点として、家裁へのアクセスについては、「すぐに分かった」が7割、「分かりにくかった」が2割弱、調停委員の説明については、分かりやすかったという意見が多いが、分かりにくかったという意見も約18パーセントあり、調停委員に自分の考えを伝えられたかという質問に対しては、うまく伝えられなかったという意見がほぼ半数を占めた。また、待合室の雰囲気について、雰囲気が悪いという意見が15パーセント程度あった。少年事件については、回答が少ないため統計的に示すことは難しいが、少年本人からの回答も2通あった。その他、少年審判における裁判官の説明について、4名中1名（少年本人）が、分かりにくかったという意見であった。

要改善意見の集計結果を報告する。家事受付・家事相談については、要改善意見はなかった。家事調停事件については、33通の回答のうち、家庭裁

判所から送られた書類の内容が分かりにくかったという意見が5名あった。その理由としては、「専門用語が多い」というものや、「時間の間違い」というものがあった。このうち「時間の間違い」については調査を行ったが、呼出時刻が間違っていたというクレームの報告はなかった。推測ではあるが、調停の場合、申立人と相手方の双方を呼び出す、まず一方の話を聴き、それから他方の話を聴く順番としているため、後から話を聴くことになった方から、呼出時刻ではなく、実際に調停が始まる時刻を記載してほしいという趣旨の要望ではなかったかと理解している。その他、職員の対応や説明が悪かったという意見が3名からあり、そのうち1名からは、「中立ではなかったのではないか」というコメントがあった。調停委員に対する不満という点では、説明が分かりにくかったという意見が6名、自分の考えを伝えられなかったという意見が14名あり、合わせると20名の方から分かりにくかったなどの不満が寄せられている。その中には、調停委員が法律をよく知らないのではないか、はっきりと言わずアドバイスもない、なかなか分かってもらえない、前回の調停で話を深く聴いてもらえなかった、考えを伝えられなかった、こちらの言ったことが相手方に伝わっていない、また伝えてもらっていないのでは、調停委員が聴く耳を持っていないのではないか、公平、平等であるべきであるのにそうではないのではないか、急いで調停を進めようとする雰囲気を感じられた、しょせん他人事とってしまったといった厳しいご意見があった。調停委員に考えを伝えられたかどうかはどちらともいえないが、相手方に弁護士が付いているケースで、弁護士が付いている方が話を長く聴いてもらっているのではないかと感じたという意見もあった。

待合室の雰囲気については、10月第1週の回答で、窓が開かず暑かったという意見があり、他方、10月最終週の回答では、すごく寒かったという意見があった。これは、10月になり冷房運転を停止した後に、気候が暑かったり寒かったりしたことが原因であると思われる。

少年事件については、少年2名、保護者1名、いずれか不明1名からの回答があった。

[委員長]

- ・ ただいまの説明につき、委員からご意見があれば伺いたい。

[委員]

- ・ 調停制度や調停委員については勉強不足の面もあり、アンケートの結果だけで発言することにはなってしまうが、かなり制度の根幹にも関わる厳しい意見が出ていると思う。一部の意見とはいうものの、手続の平等性に関わる意見も出ており、こうした意見を今後どのように反映していくつもりか。

[委員長]

- ・ これだけの意見を得たわけであるから、当然、今後の改善策につなげることは検討している。例えば具体的には、本庁及び各支部の調停委員の会合等に出席する機会に、調停委員に対して集計結果を利用して話をしている。先日も福山支部において約50人の調停委員に対し、この集計結果を基にして、集計結果がすべてではないにせよ、このような厳しい意見が出ているということを、具体的な事例として話ができるものも含めて話した。終了後の調停委員からのリアクションはかなりのものがあり、真剣に聴いていただいたのではないかという感想を持っている。私も審判官として調停委員会の構成員の1人でもあるので、調停委員と同じように、この問題を真剣に捉えなければならないという気持ちを持っている。今後も各支部で話をして、本庁も含め、機会をみてフィードバックしていくことを考えている。

集計結果については、いろんな側面から分析してみると有意義と思う。正直なところ、1箇月でこれだけのものが出てくるとは思っていなかった。少年事件については、当事者はやはり緊張していることもあり、あるいは回答はゼロかと思っていたが、幾らかの回答はあった。家事受付・家事相談は、今のところは非難めいたことがほとんど入っていなかったということで、裁判所の内部での感想としては、ほっとしたという面もある。裁判所の外部からみた委員のご感想をお聴きしたい。

[委員]

- ・ 全く任意のアンケートという形の割には、1箇月でかなり回答していただいたという感想である。調停の時は待っている時間があり、書いてもらいやすいという面はあったと思うが、当事者が何か言いたいという気持ちがあったのかもしれない。待合室の空調や雰囲気落ち着かないという気持ちは、実感としてよく分かる。役所はみんなそのような感じで、どうにかならないかと思っている。例えば、待合室の椅子は座る所がない時がある。椅子が3つ横並びにしてあることもあり、ドアを開けた瞬間にたくさん人がいたら気後れして座りにくいだろうなと思う。1人では落ち着かないというか、ざわざわとした雰囲気があるようだ。以前は全部の椅子が同じ方向を向いていたが、今はベビーベッドを置くためかもしれないが、椅子が背中合わせになっているところもあり、何となく落ち着かない感じだ。

[事務担当者]

- ・ それは、待合室のうち申立人待合室のことではないかと思われる。

[委員]

- ・ ドアを開けて2列は窓側を向いているが、1列が扉側を向いている造りになっており、扉側に座ると常に人が出入りすることになり落ち着かないのではないだろうか。ただ、これはベビーベッドの利用者のために扉側に向けて

いるということなのかもしれない。

[委員長]

- ・ 待合室の雰囲気は、審判官としてはなかなか関心が薄いところもあって、正直言うとピンとこない部分もあるが、決して良いとは言えないのではないか。当事者を呼びに行く際も、書記官か調停委員が呼びに行っており、審判官が行くことはまずないため、部屋のレイアウト等を見るためには、空いている時に様子を見に行くくらいのはしななければならないだろう。窓がうまく開かないという点もあったと聴いている。

[説明者]

- ・ 窓が開きにくかった点については既に改善するように指示済みである。椅子の向き等は、まだ検討の余地があるかもしれない。

[委員長]

- ・ 1箇月間アンケートを実施して、職員にはまだ結果は知らせてはいないが、しかるべき方法で知らせるべきだと考えている。

[事務担当者]

- ・ 要改善事項メモは週ごとに幹部職員に回覧しているが、一般の職員まで広く周知はしておらず、その点はこれから検討する。

[委員長]

- ・ 職員に関係のある部分については、説明あるいは指導等することも出てくると思われる。また、裁判所としても、家事調停委員に関する執務自体についていろいろ考えさせられる部分はある。委員から、今後、この実施結果をどのように活用していくべきか、あるいは、今後、アンケートを更に継続するのかといった点につきご意見があれば聴かせていただきたい。

[委員]

- ・ 家庭裁判所から送られた書類の内容についての意見は、プラスでみるかマイナスでみるかにもよるが、およそ半分の方が理解できていないとも言える。調停期日呼出状等の家庭裁判所から送られた書類についての、こうしたアンケート結果を、どのように判断または評価するのか。

[事務担当者]

- ・ アンケートには、どの点がどのように分かりにくかったかということについてはほとんど記入されておらず、記入があっても専門用語が多いという意見にとどまるため、アンケートのみからは把握しきれない部分がある。調停期日呼出状等は、単純なものであり、読めばまず分かるのではないかと思われる。

[委員]

- ・ 遺産分割事件の場合、数ページにわたる「財産目録」を送付する場合はあ

る。これは、裁判所から照会書を送付した上で、当事者から回答書を送付してもらった形式の、かなり詳細にわたる書面である。全く説明を受けずに回答するのはかなり難しいかもしれない。

[委員]

- ・ 弁護士等ではない一般の人が書くにはかなり難しいのではないかと。

[委員]

- ・ 「財産目録」は、定まった形式になっているのか。

[委員長]

- ・ ある程度定まっている。照会の内容そのものは以前からそれほど変わっていないのではないだろうか。お聴きすることは全国的にだいたい同じであり、各家庭裁判所独自の部分は、あるとしても少ない。遺産がどの程度であるか、個別に何か寄与したのものがあるか、特別なものをもらったかなど、数十項目にもわたって3ページくらいの書面になっている。

[委員]

- ・ 書面を短くすることは難しいが、言い方を平易にすることはできるかもしれない。ただ、現在の形式でも専門用語を羅列するのではなく、いくらか言い換えをしているとこともあり、分かりやすくなるようにしている。更に分かりやすく見直すことについては改めて検討する。

[委員長]

- ・ 遺産分割は幅広い面に及び、細かく調べることがあるので、難しいかもしれないが、できるだけ検討したい。

[委員]

- ・ 裁判所から送付した書面について問合せがあった場合、回答はどのように行われているのか。

[委員]

- ・ 対応は書記官室で行っているが、どうしても分からなければ空欄で送ってもらい、第1回調停期日において当事者から直接聴取の上で記載するなどの対応をとっている。

[委員]

- ・ 空欄で送ることによって、手続に欠陥が生ずることがあるのか。

[委員]

- ・ 書面を完備していないと手続が進まないというわけではない。口頭で聴いたとしても問題はない。財産目録については、概要を把握する意味合いの書面である。

[委員]

- ・ 書面自体を見ていないので詳しくは分からないが、平易な言葉と若干の注

釈で分かりやすくなるということはあると思う。分からないまま書くというのでは当事者も不安であろう。

[委員長]

- ・ 委員の中には、実際に遺産分割の当事者になった方はおられないと思うが、書面等を一度見ていただき、当事者としての立場からご意見をお聴きすることもよいかもしれない。やはり、審判官が見るのと当事者が見るのとでは違いがあろう。これも広い意味でのアンケートとも言うことができるし、改善案が出るかもしれない。

[委員]

- ・ 裁判所から送付された書類というものは、受け取った方は、記入する際にはすごく緊張するもので、間違いを書いてはいけないとか、不利になるのではないとか、相手に筒抜けになるのも困るが言うべき事は言っておきたいという点のさじ加減が分からないとか、いろんな不安を持ってはいるものの、分からないまま回答してしまうというのが実際のところではなかろうか。裁判所としても、はっきりと空欄でもよいと説明するわけにもいかないであろうから、その辺りの感覚が分からない方は、ものすごく緊張して書かれるようだ。専門用語が難しいからというだけの理由ではなく、内容自体も、詳しい説明を求めている部分もあり、心理的プレッシャーを感じる方もいる。

[説明者]

- ・ 離婚調停等においては、当事者に対し、相手方の性格や収入等を詳しく書いてもらう附票という書面がある。この書面は、非常に平易な文章であり、裁判所により形式が若干違うものの、全国的には大体同じ内容である。

[委員長]

- ・ 他に委員からのご意見はないか。

[委員]

- ・ アンケートの期間に関して、期間を定めない、いわゆる目安箱的なものがあるのか。

[委員長]

- ・ 広島家裁では備え付けていない。

[委員]

- ・ アンケートはもう少し長く続けてもよいと思う。というのは、通常、調停期日は大体1箇月後くらいに続行となるもので、最初に来た時には様子を見るだけにしておいて、次に来た時に回答するという方もいると思われるからである。もう少し続ければ数も集まり、もっと傾向も分かってくるのではないだろうか。

[委員長]

- ・ 実際アンケートを実施してみると、裁判所としても、これはと思う意見もあり、有意義であったと考えている。1箇月であらゆる意見を網羅することはもとより考えていない。もう少し長く続けてもよいかと思う。

[委員]

- ・ 直接利用者からの声を聴くというのは、意味があると思う。

[委員長]

- ・ 積極的な意見が多いようなので、もう少しアンケートを実施してみてもよいのではないか。集計結果については、改めて委員にお示しすることとしたい。

次に、国民にとって利用しやすい裁判所を考える上で、裁判所職員の名札の着用についての検討状況を報告させていただく。前2回の委員会においても中間報告を行い、その後も鋭意検討を重ねているところである。

[事務担当者]

- ・ これまでの委員の意見も踏まえ、引き続き検討を行っている。広島家裁では、職員がある程度目的意識を持って名札を着用できるよう、名札を着用することにより広報効果も狙えないかという発想で、広報ツールとしての名札という形で検討した。例えば、名札を着用した上で、そこに何らかの広報文言を付したり、シンボルマークを付けたりといった具合である。広報委員会で検討を続けているところである。

家庭裁判所を取り巻く状況として、より利用しやすい裁判所にするための広報の充実、公共機関であれば名札を着用するのが当たり前ではないかという指摘、あるいは、裁判所に関する広報を強化していくためには、国民の理解や協力を得る必要があり、そのためには職員と国民とが直接対話をしていく必要性が高まっているという事情がある。また、近時では、公務員の氏名は開示請求があれば全面公開という取扱いとなってきた点等が挙げられる。さらには、前回の委員会でも紹介したように、名乗らないことによるクレームがあり、あるいは、当事者からみれば、担当者又は調停委員の名前を知っておくことによるメリットもある。職員としては、公務員として公明正大に仕事をするという姿勢を表明する必要も生じてきているのが現状と思われる。

そのような状況に対応する一つの方法として、広報ツールとしての名札が有効ではないかと考えられる。メリットとしては、広報活動の一環として名札にキャッチフレーズやシンボルマークを付すことにより、利用者に対するアピール効果が狙えるのではないかと、広報文言を見た方に、それは何ですかといった具合に関心を持ってもらったり、あるいは、そうした名札を着けることにより、裁判所もここまで変わったかというように、イメージアップに



つながるのではないかという点がある。

別のメリットとしては、受付事務、事件処理の過程で、当事者とより円滑なコミュニケーションをとれるのではという点がある。当事者としても、担当者の名前をしっかりと憶えて帰ることができるということはメリットにつながるのではないだろうか。これまでも利用者の方から、職員にいろいろ聞きたいけれども何度も聞きづらいという意見もあったが、名前を憶えてもらうことにより、またこの人に尋ねたいと思ってもらうことで、より利用しやすい裁判所になるのではないかと考えている。広報ツールとしての名札を着用することについては、さほどコストもかからず、職員へのメリットも少なくないということもあり、広報の充実にとどまらず、裁判所の運営にも一定の効果が見込まれると考えられる。

9月14日、10月12日の2度にわたり広報委員会で意見を聴取し、その間には各職場においても広報委員から職員に対し、図案を示し意見を聴取した。その結果であるが、広報委員からは、なかなか明るいイメージであるとか、名前を表示しても抵抗はない、名乗るよりも名札を着用していた方が話が早いという意見等があり、どちらかといえば賛成意見が多かったが、各職場の職員からの意見は、賛否両論があった。賛成意見としては、職員かどうか名札をみると一目瞭然である、名前を出すことにより職員又は公務員としての意識が向上するメリットがある、逐一名乗る必要がない、着用するのであれば裁判官及び調停委員を含めて一斉に着用すべきといったものがあった。また、反対意見としては、個人的な意見としては名前は出したくない、広報を行うのであればポスターやホームページという別の方法もあり、その方が広報としては効果的ではないか、仕事中に名札を着用していると、当事者対応等の場面で広報や裁判員制度等についていろいろ質問されることになり、余計に時間がかかるというデメリットもあるのではないかと、図案が仕事上ふさわしくないなどが挙げられる。その他、裁判員制度と家庭裁判所とは直接は関係しないので、裁判員制度の標語はふさわしくないのではという意見や、標語の折衷案として、家庭裁判所独自の標語「家庭に平和を 少年に希望を」といったものを使用してはどうか、むしろこうした標語を付ける方が家庭裁判所の姿勢を示す上ではよいのではないかという意見もあった。賛否両論ある中、反対意見や慎重論の中にも少し誤解があったり、過剰反応と思われる面もある。また、広く職員からアンケートにより意見を聴取してはどうかという意見もあったため、今後は、広報委員会の分科会である、一般広報小委員会に議論の場を移し、図案の見直しや職員に対するアンケートの実施といった点につき、引き続き検討することとした。

[委員長]

- ・ 職員全員を一堂に集めることは難しいため、広報委員が各職場で意見を聴取する形をとっている。かなり時間と労力をかけて行っているが、回を追うごとに積極意見が増えつつあるという感は間違いなくある。その一方、職員に誤解が生じていると思われる面もあり、ゆっくりと浸透するのを待つという感じもある。職員の名札の着用については、委員から意見が出されたものであり、時間をかけている割には遅々として進んでいないというご意見もあるうかと思うが、家裁としては慎重に検討を重ね、精一杯努力しているところである。

[委員]

- ・ 名札あるいはネームプレートについて、企業の場合には、名前と写真が入っているものが多いが、裁判所では、顔写真を出すのはまずいということがあるのか。

[委員長]

- ・ 職員からは、写真を付けて身分証明書と兼ねてもよいのではという意見も出されている。

[委員]

- ・ その方がよいのではないか。責任を持つということで重みが出るのではないだろうか。

[委員]

- ・ 検察庁ではどのような取扱いをしているのか。

[委員]

- ・ 広報が非常に重要であるということで、いろいろと活動をしているところであるが、職員の名前を出すということはない。

[委員長]

- ・ 裁判所職員総合研修所では、知らない人でも名前を認識できるように、職員と研修生が共に名札を着用している。

[委員]

- ・ 研修所では以前から名札を着用しているという話だが、それは結局、身内同士だからということではないか。そもそも名札は、広報ツールというよりも、職員が責任ある対応をするとか、外部から電話をした時に誰が対応したのかが分かるというような、本来的には誰なのかという点に意味があるものである。身内ならばよいが外部の者に対しては名前を出さないということであれば、利用者に対して偏見があるという気もするのだが。

[委員長]

- ・ 職員総合研修所も、外部との接触がないわけではないが、外部の方との関係でも、責任ある対応をするためにも名札を着用するメリットはあると考え

ており、また、これは積極意見の根拠の一つにもなっている。検討を始めた当初に比べると、積極意見を持つ職員がかなり多くなっているという実感はある。裁判所に対し、検討の進みが遅いとか、いろんなご感想はあると思うが、家裁委員から提出された意見については、すべて検討を行った上で、できる限り、無理であれば無理であるということも含めてフィードバックしたいと考えている。名札については、広報ツールという形を採らない方がよいのではという意見もあり、他にもいろんな角度からの問題もあるため、現時点においては、多数決にする事案ではないと考えている。

[委員]

- ・ 着用を強制しないということであれば、それぞれ着用する人、着用しない人がいるという形もあり得るのではないか。

[委員長]

- ・ できれば足並みをそろえたいと考えている。そろって着用しないとした場合、着用していないことによってクレームがあるのではという意見もないわけではない。足並みをそろえることが大事だと考えている。

[委員]

- ・ 皆が着用するのが理想的ではないかと思う。広報ツール、身分証明書的に写真を付けるなどの中身にはあまりこだわらないので、あきらめずに検討を進めてもらいたい。

[委員]

- ・ 自身の勤務先では最近になり名札の着用を始めたが、これは社内のセキュリティ確保及び身分を証明した上できちんとした対応をするためである。広報ツールという点はよく分からないが、身分を証明して対応するという点からは、セキュリティ的な意味合いも必要になるのかもしれない。

[委員長]

- ・ 名札を着用することにより、悪い意味で名前を記憶されてしまうことが起こらないか、例えばストーカー被害を受けるのではといった漠然とした不安感があり、そうした意味で消極的になっている面もある。

[委員]

- ・ 名札を着用して対応している実感では、名前を明かすことについてのそうした不安は、杞憂と言ってもよく、現実にはあまり考えられない。別途対応することで防げる問題だと思われる。

[委員長]

- ・ 職員の誤解のないところまで慎重かつ継続的に検討しているところであり、更に詰めてもう少し検討したい。当初考えていたよりも時間がかかっているが、場合によっては職員に対するアンケート等を行い、意見を整理集約

することも考えたい。

[事務担当者]

- ・ 資料4（省略）では、全国の家裁委員会で取り上げられたテーマをいくつかピックアップしている。事件処理に関するもの、制度に関するもの、広報に関するもの、その他で分類している。今後のテーマの参考にしていただきたい。

[委員]

- ・ 一般の方に、どのようにして裁判所の業務内容を知ってもらうかという点に関し、打って出る広報というものを、どういう分野で、どのように行っているのかお聴きしたい。広島家裁の方から外に出かけていたり、制度についての普及啓発等の活動は行っているのか。

[委員長]

- ・ 「ひろしまの裁判所の日」については、市民に来庁してもらって実施している。また、成年後見制度や少年事件等に関し、外部の団体等から講師派遣の依頼がある場合等については、ほとんどの場合において講師を派遣しており、依頼に応えることにしている。ただ、外部からの依頼がない場合に、広島家裁から積極的に外に出かけて行き、申立てを促すようなことまでは行っていない。

[委員]

- ・ 成年後見事件は、かなりの件数があるということか。

[委員長]

- ・ そのとおりであるが、成年後見制度についても、広島家裁から積極的に制度の普及活動や、申立てを促すことまでは行っていない。しかし、成年後見制度についての一般的な説明の依頼については、講師を派遣するなどしてほとんど応えている。

[委員]

- ・ 昨今、子どもを取り巻く状況が悪化しているにもかかわらず、子どもが保護されていないのではと感じており、裁判所が何かできることがないかと考えていたところ、新任委員の自己紹介の中で、補導委託の話をお聴きすることができ、非常に良かった。

[委員長]

- ・ 広島家裁としても、委員には補導委託先として長期にわたり親身に活動していただいております。

[委員]

- ・ 年齢のこともあって、補導委託を引き受けることがなかなか難しくなってきた。最近の少年事件の当事者の少年はもちろん、ニートの問題にみられる

ように、犯罪を行っていない少年についても、利益中心の経済等の社会制度の問題が深く関わっていると思う。早い時期に職業感を教育する方法が欠けていると考えていたが、中学校でも社会実習を行ったり、職場訪問制度等も導入されるなど、教育の面では大分目覚めたと思われる部分もある。

補導委託は、家庭裁判所で試験観察に付された後の少年を扱うわけであるが、もっと早く予防することができなかったかという感想を持つことが非常に多い。予防が難しいのは、少年の問題をどこに持って行って相談すればよいか、どこを訪ねていけばよいか分からないからだと思う。警察には行きづらいという親でも、家庭裁判所であればというように、家庭裁判所にも、もっと予防対策としての窓口があっただけというのではという気持ちがある。

[委員長]

- ・ 広島家裁においても、保護的措置の一環として、保護者会等の取組を積極的に行っている。例えば、万引きの被害者をお願いして、保護者や少年に説明をしてもらう機会を設けているが、これは、被害者の目線に立って事件を実感してもらい、再犯防止につなげようとする取組である。

[委員]

- ・ 少年の非行について相談を受けた時に、どこに相談すればよいのか分からないのが現状である。家庭裁判所に相談窓口があれば、そうした保護者にとっては大きな意味があるのではなかろうか。

[説明者]

- ・ 全国の家庭裁判所に家事相談の窓口はあるが、少年相談も行っていないというわけではない。少年の非行で悩んでいる保護者が、電話や、家庭裁判所に来庁して相談することもある。家庭裁判所調査官としては、アドバイスができるものについてはアドバイスをしたり、手続の教示を行うこともあり、明確に窓口を掲げている裁判所は少ないとしても、実際に相談があれば相談に乗るということは実施している。大規模庁では少年相談を行っているところもあるが、広島家裁においては、児童相談所等の関係機関から相談を受けることはあるが、個人の保護者から相談を受けることは、まだ少ないのが現状である。

以 上